

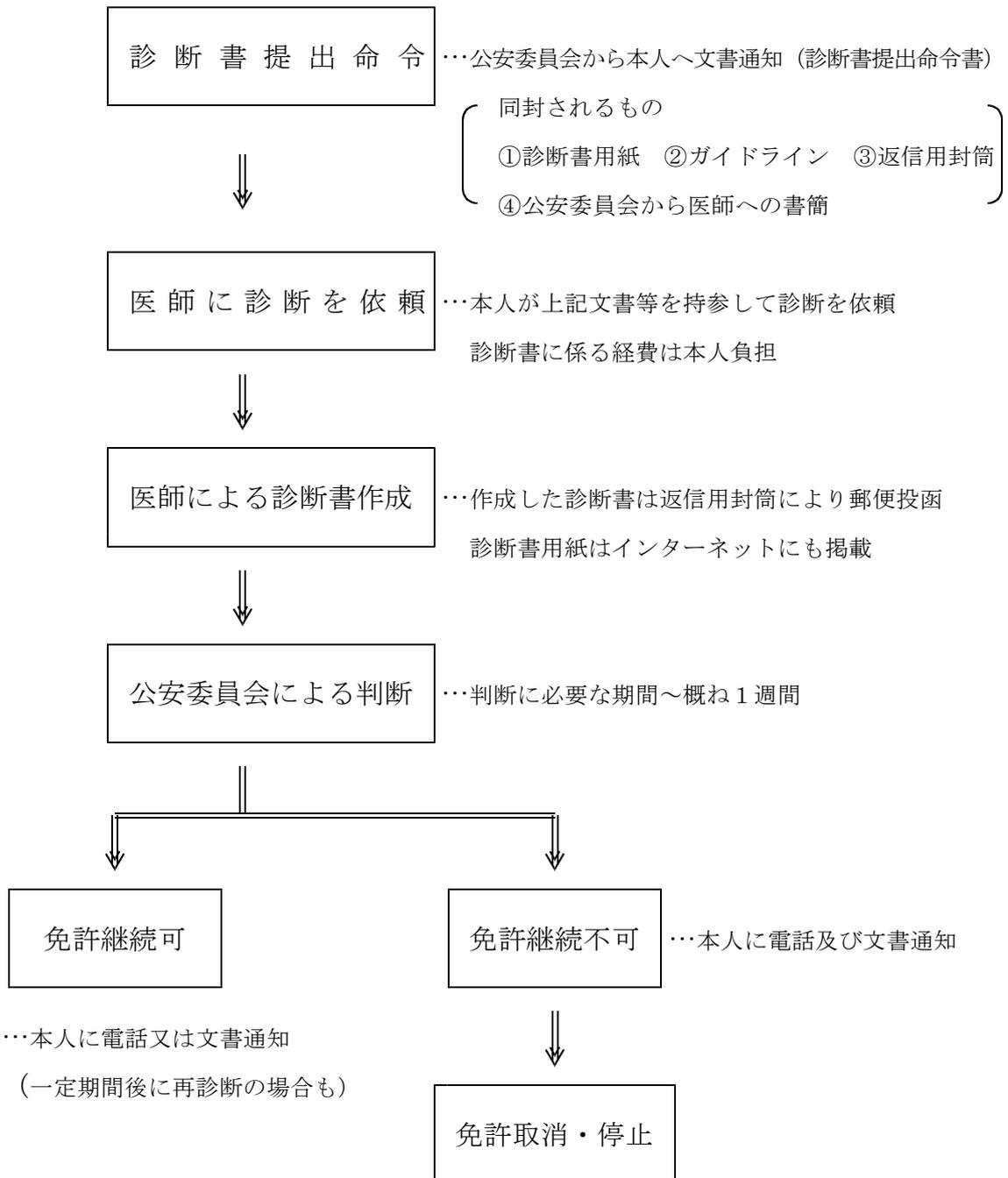
診断書提出命令の流れ

宮城県運転免許センター

運転免許制度の改正（平成29年3月12日から）

75歳以上の高齢者 ⇒ 認知機能検査（認知症のおそれ） ⇒ 医師の診断

【運転免許センターから】本人には診断書提出命令に関する説明等を行います。



診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

宮城県公安委員会 

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3 第3 項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許 が拒否される
が保留される こととなりますので、御注意ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、宮城県運転免許センター運転適性相談係までお問い合わせください。

宮城県運転免許センター運転適性相談係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉65
電話 022-373-3601（内線293）

医師の皆様へ

認知機能検査（※）の結果、認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課

（参照）

※ 認知機能検査は、「時間の見当識」（自らおかれている時を正しく認識しているかについての検査）、「手がかり再生」（16の記憶項目を再生することによる記憶力の検査）、「時計描画」（空間把握能力（物の位置を把握する能力）についての検査）からなる検査で、100点満点中49点未満を道路交通法において「認知症のおそれがある」と定めています。

検査内容等は警察庁HPで公表しています。

宮城県警察本部交通部運転免許課運転適性相談係

住所 仙台市泉区市名坂字高倉65

電話 022-373-3601（内線 ）

担当者 役職名 氏名